

明石市債権徴収計画（達成状況）

令和2年度

1 はじめに

このたび、令和2年度の決算がまとまりましたので「明石市債権の管理に関する条例施行規則」第3条第2項の規定に基づき、令和2年度の徴収計画の達成状況を公表します。

2 令和2年度 具体的な取り組み

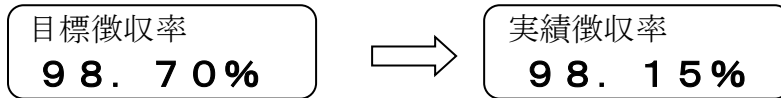
- ① 現年度徴収率の向上を第一とし、滞納となった場合の迅速な督促や催告を徹底し、文書や封筒に工夫を凝らすことで滞納者自身による自主的な納付につなげ、次年度に滞納を繰越しさせないように取り組みます。
- ② 弁護士職員との連携により、長期滞留事案の詳細を検討し、状況に応じて明渡し等請求訴訟の提起や支払督促の申立て、相続財産管理人選任の申立て、不動産競売申立てなどの法的回収手続きを積極的に行い、滞納債権を回収します。
- ③ 徹底した調査の結果、財産がないと判断される場合や、相続人が不存在の場合など、債権の回収が不可能で、かつ引き続き債権を管理することが合理的でなくなった事案については、適正な債権管理を図るため債権放棄を行います。

検証

- ① 各債権において、迅速な督促や催告の実施が定着してきました。
また、これまで市税の催告で行われていた差押予告などの警告文の同封や他の郵便物に埋もれることがないように封筒の色を変更するなど自主納付を強く促す工夫を、他の債権担当課でも取り入れました。さらに、新たな滞納を発生させないように各債権担当課で財産調査や集中的な債権差押を実施し、大きな効果をあげました。
今後も好事例を他債権に展開するなど市債権のさらなる滞納解消に努めます。
- ② 自治体が強制的に滞納者の財産を調査し、差押え、回収できる自力執行権が無い債権については、滞納者の資力を把握しづらく、早期の滞納解消が困難な事案も発生しています。そのような中で市営住宅使用料などにおいては、弁護士職員と連携して長期滞納者に対して明け渡し訴訟の提起などの民事訴訟手続きを行うなど、徴収対策を着実に実施しています。
引き続き債権ごとに効果的な取り組みを検討し、弁護士職員の専門性を活かしながら適正な管理、対応に努めます。
- ③ 各債権において徹底した調査を行った上で、条例に定めた債権放棄の要件に基づき、適切に債権放棄を実施し、適正な債権管理を行っています。

3 令和2年度 徴収率（企業会計分を除く）

① 現年度分（令和2年度に発生した債権）

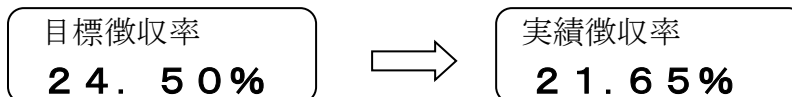


検証

令和2年度の徴収率は98.15%で、目標を0.55ポイント下回る結果となりました。また、繰越額は約10億9,700万円で、前年度比で約3億4,400万円増大しています。

これらの大きな要因は、令和2年4月末に施行された徴収猶予（特例）の適用を市税などでおこなったことによるものと想定しています。令和二年に流行した新型コロナウイルス感染症による影響は、市民生活や経済活動へ多大な損害を与え、回復の目途は依然として不透明な状態が続いています。

② 滞納繰越分（令和元年度以前に発生した債権）



検証

令和2年度の徴収率は21.65%で目標には届きませんでした。滞納繰越額は前年度比で約1億8,900万円縮減することができています。

近年、積極的な徴収対策が実を結び、年々滞納額の削減が進んでいることで、現在抱えている滞納案件は、解消に時間を要するなど困難事案が中心となっています。今後は徴収率だけでなく、滞納繰越分の削減額も視野に入れながら徴収対策を進めていく必要があります。

【参考】過去5年の徴収率及び滞納額の推移

年度	H28	H29	H30	令和元年	令和2年
現年徴収率 (%)	98.25	98.46	98.68	98.74	98.15
滞繰徴収率 (%)	25.18	24.31	27.52	24.07	21.65
現年度分繰越額 (千円)	1,010,497	882,576	775,172	753,108	1,097,092
滞納繰越分繰越額 (千円)	2,738,346	2,484,027	2,013,236	1,736,465	1,547,302
滞納繰越額合計 (千円)	3,748,843	3,366,603	2,788,408	2,489,573	2,644,394